

市民と議会の意見交換会実施要綱

(平成23年10月12日広聴広報委員会決定)

改正 (平成28年4月11日広聴広報委員会決定)

1 趣旨

この要綱は、旭川市議会基本条例（平成22年旭川市条例第46号）第12条の規定に基づく市民との意見交換の場として実施する市民と議会の意見交換会（以下「意見交換会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2 実施の意義

旭川市議会議員（以下「議員」という。）自らが市内の各地域に出向き、議会活動の状況を市民に報告し、市政に関する情報を市民に提供するとともに、議会活動及び市政に対する意見、提言等を市民から聴取することにより、市長その他の執行機関に対する監視機能、政策形成機能等議会の機能を高め、もって市民の福祉の向上及び旭川市政の発展に寄与する。

3 開催回数

意見交換会は、年に1回開催する。ただし、議長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

4 開催要項

(1) 意見交換会の実施に当たっては、次の事項をもって構成する開催要項を作成する。

ア テーマ

開催の都度テーマを設ける。

イ 開催日時

開催日時は、年度のなるべく早い時期に決定するよう努める。

ウ 開催場所

原則として、可能な限り市内全域にわたり、複数の箇所において開催するよう配慮する。

エ その他必要な事項

- (2) 意見交換会の開催要項は、広聴広報委員会が作成した案に基づき、議長が決定する。

5 開催の周知

- (1) 開催の周知は、市民広報誌「あさひぼし」、議会広報誌「旭川市議会だより」、旭川市議会ホームページ等に開催要項を掲載することにより行う。
- (2) 開催の周知に当たっては、必要に応じ、関係団体等に対し協力を依頼する。

6 実施体制

- (1) 意見交換会は、議長を除く議員全員を複数の班に編成して実施する。
- (2) 班は、複数の議員により編成する。
- (3) 班に代表のほか、必要に応じ、担当を置くことができる。
- (4) 代表は、班の構成員の互選によりこれを定める。
- (5) 班に、必要に応じ、副代表を置くことができる。
- (6) 会場の設営及び意見交換は、班の構成員全員が分担して行う。
- (7) 必要に応じ、事務局職員が補助する。

7 意見等の取扱い

- (1) 意見交換会における意見等については、概要を記録する。
- (2) 班は、意見交換会の終了後、意見等の概要を記録した実施報告書を広聴広報委員会に提出する。
- (3) 広聴広報委員会は、実施報告書を基に各班の意見等を集約し、整理する。
- (4) 広聴広報委員会は、整理された意見等を、議長を経て公表するとともに、各委員会等に通知する。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、意見交換会の運営に関し必要な事項は、広聴広報委員会に諮って決定する。